

分科会設置及び運用に関する規程

平成24年 6月 2日制定

平成27年12月19日改正

平成28年 4月23日改正

平成29年 4月22日改正

平成29年12月16日改正

平成30年12月15日改正

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」とする。）定款第4条の事業を遂行するために必要な分科会の設置および運用などについて定める。

(設置)

第2条 分科会は、担当する委員会の提案により、理事会の議決を経て設置する。ただし、その事業は次年度から開始するものとする。

(委員会との連携)

第3条 担当する委員会は、分科会事業の企画及び実施全般について連携する。

2 分科会には、理事会によって任命された担当理事を置くものとする。

(事業)

第4条 分科会は目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 各認定資格における教育、認定、更新、広報及び啓発に係ること
- (2) 各認定診療放射線技師における教育、認定、更新、広報及び啓発に係ること
- (3) 診療放射線技師に益する施策等を目的とした調査
- (4) 診療放射線技師を対象とした専門領域の資質向上を目的とした講習会の開催。
- (5) 学術事業等を通し関連組織及び団体等との連携
- (6) 分科会の永続的な成長を図るため次世代を担う人材育成
- (7) その他、理事会からの要請事項

2 分科会が開催する講習会の開催要綱については別に定める。

(分科会長)

第5条 分科会長は理事会の議を経て会長が指名する。分科会長は分科会を代表し分科会事業の実施に関する会務を統括する。

2 分科会長は若干名の分科会委員を推薦することができる。

3 分科会会長の任期は1期2年とし、最長2期4年までとする。

(分科会委員)

第6条 分科会委員は第4条に定める事業を実施する。

2 分科会委員の選出は分科会内での専門分野ならびに地域に偏りのないことを原則とする。

3 分科会委員選任は、担当する委員会の議を経て理事会の承認を得る。

4 分科会委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(企画等)

第7条 分科会が企画するシンポジウム及び研修会については開催の4ヶ月前までに企画案を作成し、担当する委員会の承認を得るものとする。

(会議等の申請)

第8条 分科会会議の開催回数は問わないが、予算内を限度とし、Web会議又はメール会議による会議等を推進する。ただし、予算を超えて開催する必要がある場合には、開催目的を明記したものを担当理事を経由して会長へ提出し承認を得ることとする。

2 会議等の申請方法は以下の通りとする。

(1) 分科会長は、会議等の申請前に会議室等の空き状況を事務局に確認すること。

(2) 分科会長は、開催2週間前までに会議等申請書(様式1または様式2)を総務理事及び担当理事を経て、事務局へ提出すること。

(3) 会議及び事業実施に伴う各委員の旅費請求は、旅費規程に則り提出すること。

(4) 各委員への会議等開催通知の送付が必要な場合には、送付手段(メール送信又は郵送等)、上席者への派遣依頼の可否を併せて事務局に連絡すること。

(5) 緊急に開催する場合は、可及的速やかに会議等申請書を提出すること。

(議事録・報告書)

第9条 会議等終了後2週間以内に報告書・議事録(様式4)を総務理事及び担当理事を経て事務局へ提出すること。

(旅費の支払い)

第10条 分科会の会議又は事業実施のための委員及びスタッフの旅費は、本会旅費規程に従う。

(事業計画及び事業報告)

第11条 分科会長は11月末までに次年度の事業計画書を作成し、担当する委員会及び担当理事に提出しなければならない。また、3月末日までに当該年度の事業報告書を作成し、担当する委員会及び担当理事に提出しなければならない。担当する委員会は提出された事業計画書及び事業報告書の内容について疑義のある場合は、分科会長に報告を求めることができる。

(会計)

第12条 分科会の会計は、本会一般会計財産に包含して処理する。なお、諸謝金等については謝金等に関する規程に従う。

(分科会の解散)

第13条 分科会の解散は、理事会の議決を経て実施されるものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

1. この規程は、平成29年4月22日から施行する
2. この規程は、平成30年12月15日から施行する